

はちおうじ食育キャラクター取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、はちおうじ食育キャラクター（以下「キャラクター」という。）の適正な使用のために必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第2条 キャラクターを使用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 八王子市の業務のために使用する時。
- (2) 八王子市立の小・中学校が教育目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道または広報目的で使用する時。

(使用の承認申請)

第3条 前条の承認を受けようとするときは、使用承認申請書（別紙様式第1号）を市長へ提出し、その承認通知書（別紙様式第2号）をもって、承認を受けなければならない。

- 2 庁内関係所管がキャラクターを使用する場合は、健康づくり推進課に使用承認申請書（別紙様式第3号）を事前に提出し、その承認通知書（別紙様式第4号）を受けるものとする。

(使用の承認)

第4条 市は前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 八王子市食育推進計画の正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- (5) その他承認することが不適当と市が認めたとき。

(使用承認の取り消し)

第5条 市長は、キャラクターの使用が前条の(1)～(5)にあたると認められるとき、及び使用承認後の使用がこの要綱の趣旨に沿わないと判断されたときは、その使用承認を取り消すことができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターは承認された内容にのみ使用すること。
- (2) 使用承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターが持っているデザインの変更については原則として認めない。変更しようとする場合は、事前に市の承認を得なければならない。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用承認期間)

第8条 キャラクターの使用承認期間は承認日から起算して1年とする。ただし、期間の更新を妨げないものとする。

(事務)

第9条 この要綱に関する事務は、健康医療部健康づくり推進課とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年(2016年)8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。